

(証券コード 8961)

平成29年5月25日

投資主各位

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
森トラスト総合リート投資法人
執行役員 堀 野 郷

第13回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、本投資法人の第13回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月12日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、規約第15条第1項において「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。」と定めております。また、同条第2項において「前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。」と定めております。

従いまして、当日ご出席いただかず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入されますのでご留意願います。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月13日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリオットホテル
地下1階 「ボールルーム ノース」

3. 会議の目的事項

決 議 事 項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能です。この場合には、議決権行使書面及び代理権（代理人の資格を含みます。）を証明する書面を会場受付にご提出ください。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、投資主総会の前日までに修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<http://www.mt-reit.jp/>）に掲載いたします。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において本投資法人が資産運用を委託しております森トラスト・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 変更案第12条第2項

投資主総会において議決権を行使することができる代理人の定義を明確にするために修正を行うものです。

(2) 変更案第27条第1項第(1)号イ

不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権について、適用される会計基準を明確にするために修正を行うものです。

(3) その他

上記変更以外に、その他字句の修正等、条文の整備を行うものです。

2. 変更の内容

現行規約の一部を下記変更案のとおり改めようとするものです。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
第12条（決議） 1 （記載省略） 2 投資主は、この投資法人の他の投資主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合においては、当該投資主又は代理人は、投資主総会ごとに代理権（代理人の資格を含みます。）を証明する書面をこの投資法人に提出するものとします。	第12条（決議） 1 （現行どおり） 2 投資主は、この投資法人の <u>議決権を有する他の投資主</u> 1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合においては、当該投資主又は代理人は、投資主総会ごとに代理権（代理人の資格を含みます。）を証明する書面をこの投資法人に提出するものとします。

現 行 規 約	変 更 案
<p>第26条（資産運用の対象及び方針） 資産運用の対象及び方針は、次のとおりと します。</p> <p>(1) （記載省略） (2) （記載省略） (3) 資産運用の対象となる資産の種類、 目的及び範囲 (a) （記載省略） (b) その他の特定資産 この投資法人は、本条第(3)号(a) に掲げる特定資産のほか、以下に 掲げる特定資産に投資することが あります。 ア～キ （記載省略） ク 投信法第2条第18項に定める 投資法人債券 ケ～ス （記載省略） (c) 資産運用の対象とする特定資産以 外の資産の種類 この投資法人は、<u>主たる</u>投資対象 とする特定資産への投資に付随し て、以下に掲げる資産に投資す ることがあります。但し、この規約 第26条に定める資産運用の基本方 針のため必要又は有用と認められ る場合に投資できるものとしま す。 ア～オ （記載省略） (4) （記載省略） (5) （記載省略）</p>	<p>第26条（資産運用の対象及び方針） 資産運用の対象及び方針は、次のとおりと します。</p> <p>(1) （現行どおり） (2) （現行どおり） (3) 資産運用の対象となる資産の種類、 目的及び範囲 (a) （現行どおり） (b) その他の特定資産 この投資法人は、本条第(3)号(a) に掲げる特定資産のほか、以下に 掲げる特定資産に投資することが あります。 ア～キ （現行どおり） ク 投信法第2条第20項に定める 投資法人債券 ケ～ス （現行どおり） (c) 資産運用の対象とする特定資産以 外の資産の種類 この投資法人は、投資対象とする 特定資産への投資に付随して、以 下に掲げる資産に投資することが あります。但し、この規約第26条 に定める資産運用の基本方針のた め必要又は有用と認められる場合 に投資できるものとしします。 ア～オ （現行どおり） (4) （現行どおり） (5) （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第27条（評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1 資産の評価方法は、下記のとおり特定資産の種類ごとに定めることとします。</p> <p>(1) 不動産等</p> <p>ア （記載省略）</p> <p>イ 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権 上記アによる評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して、当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額。</p> <p>ウ （記載省略）</p> <p>エ （記載省略）</p> <p>オ （記載省略）</p> <p>(2) （記載省略）</p> <p>(3) （記載省略）</p> <p>(4) （記載省略）</p> <p>(5) （記載省略）</p> <p>2 （記載省略）</p> <p>3 （記載省略）</p> <p>4 （記載省略）</p> <p>5 （記載省略）</p>	<p>第27条（評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1 資産の評価方法は、下記のとおり特定資産の種類ごとに定めることとします。</p> <p>(1) 不動産等</p> <p>ア （現行どおり）</p> <p>イ 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権 <u>信託財産を構成する資産が上記アの資産に該当する場合には、上記アに定める評価を行い、また、当該信託財産が金融資産から成る場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準による評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して、当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額。</u></p> <p>ウ （現行どおり）</p> <p>エ （現行どおり）</p> <p>オ （現行どおり）</p> <p>(2) （現行どおり）</p> <p>(3) （現行どおり）</p> <p>(4) （現行どおり）</p> <p>(5) （現行どおり）</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>3 （現行どおり）</p> <p>4 （現行どおり）</p> <p>5 （現行どおり）</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員堀野郷は本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において執行役員の任期は、本投資法人規約第20条第1項の定めに基づき、就任する平成29年6月13日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成29年4月26日開催の役員会における監督役員全員の同意をもって提出するものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	
(やぎ まさ ゆき) 八木政幸 (昭和40年11月28日)	昭和63年4月	株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行
	平成21年10月	株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行) 金融法人第一部次長
	平成23年5月	同行 アセットマネジメント業務管理部次長
	平成24年4月	同行 アセットマネジメント業務部副部長
	平成25年7月	株式会社みずほ銀行 アセットマネジメント業務部副部長
	平成26年4月	同行 年金営業部長
	平成28年5月	森トラスト株式会社出向 森トラスト・ホテルズ&リゾーツ株式会社再出向 顧問
	平成29年1月	森トラスト・アセットマネジメント株式会社再出向 顧問(現職)
	平成29年6月	同社再出向 代表取締役社長(予定)
	平成29年7月	同社 代表取締役社長(予定)

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
2. 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約及び機関の運営に関する一般事務業務委託契約を締結している森トラスト・アセットマネジメント株式会社の顧問であり、平成29年6月23日付で同社の代表取締役社長に就任する予定です。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
3. 上記執行役員候補者の任期には、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第99条第2項の規定を適用します。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

補欠執行役員山本道男の選任に係る決議は、本投資主総会の終結の時をもって効力を失うことから、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第20条第3項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、補欠執行役員の選任については、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

また、補欠執行役員選任に関する本議案は、平成29年4月26日開催の役員会における監督役員全員の同意をもって提出するものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	
(やまもと みち お) 山本道男 (昭和28年2月17日)	昭和50年4月	株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行) 入行
	平成9年6月	同行 名古屋営業第二部長
	平成15年9月	ライフ住宅ローン株式会社(現三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社) 出向
	平成19年6月	株式会社新生銀行 コンシューマーアンドコマーシャルファイナンス本部部長
	平成19年7月	森トラスト・アセットマネジメント株式会社 コンプライアンス・オフィサー
	平成21年6月	同社 取締役コンプライアンス・オフィサー
	平成23年6月	同社 取締役企画財務部長
	平成27年6月	同社 取締役
平成27年10月	同社 取締役企画財務部長(現職)	

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
2. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約及び機関の運営に関する一般事務業務委託契約を締結している森トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役です。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

その他の参考情報

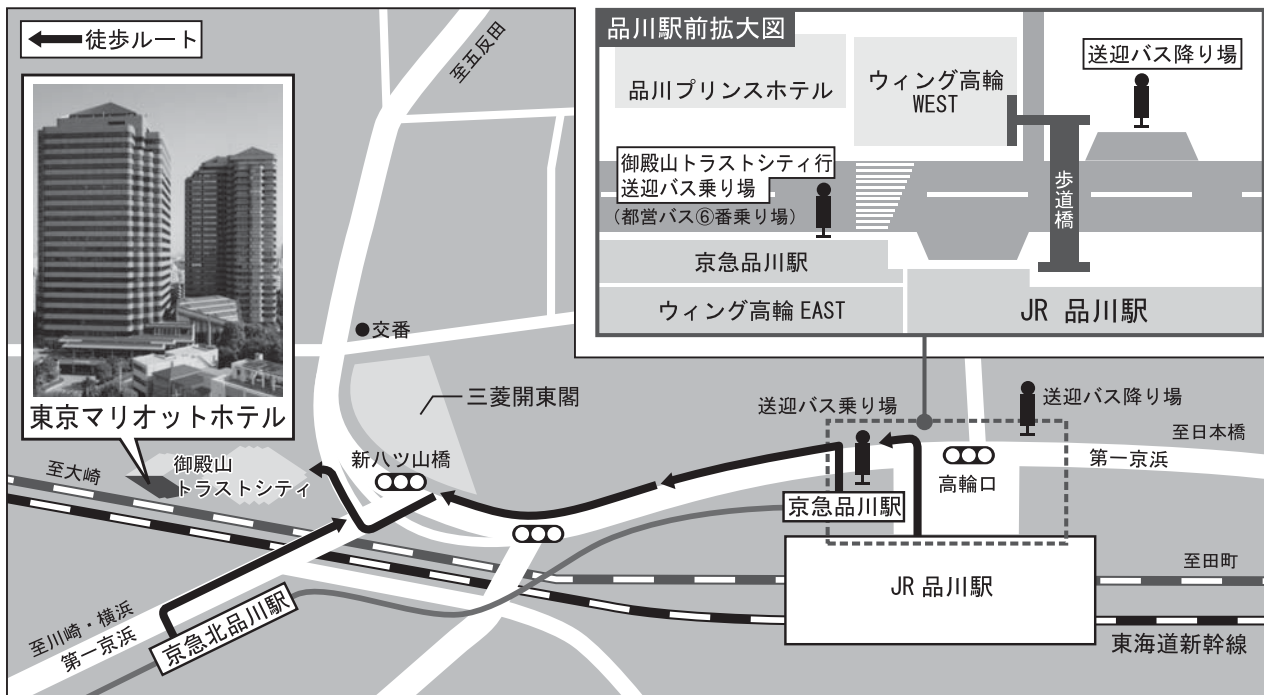
本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人規約第15条に定める「みなし賛成」の規定の適用はありません。

なお、上記の第1号議案、第2号議案及び第3号議案につきましてはいずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

〔会場〕 東京都品川区北品川四丁目7番36号
 東京マリオットホテル 地下1階 「ボールルーム ノース」
 〔電話〕 03-5488-3911（代表）



《交 通》

JR各線・
京急線
品川駅
ご利用の場合

- ・徒歩……高輪口より約10分
高輪口を出て横断歩道を渡り、左へお進みください。
新八ツ山橋交差点の横断歩道を渡り、右へお進みください。
- ・バス……高輪口（都営バス⑥番乗り場）より約5分
※無料送迎バスが、午前8時30分から午前9時50分頃まで約5分～10分間隔で運行されております。バスの乗車場所と降車場所は異なりますのでご注意ください。

京急線
北品川駅
ご利用の場合

- ・徒歩……約3分
改札口すぐの歩道橋を渡り、品川駅方面へお進みください。
新八ツ山橋交差点の横断歩道手前を左へお進みください。

〈お願い〉

- ・駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。